

○四街道市スポーツリーダーバンク運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民のスポーツ活動の普及及び発展を図るため、スポーツ指導者の登録・紹介等を行う四街道市スポーツリーダーバンク(以下「リーダーバンク」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 リーダーバンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 四街道市におけるスポーツ活動の普及及び発展のために、その技術・能力を提供しようとする意思のある者。
- (2) 市内在住又は在勤若しくは在学している者。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。

(登録方法)

第3条 リーダーバンクに登録しようとする者は、四街道市スポーツリーダーバンク登録指導者申請書(別記様式第1号)に指導可能種目、指導可能時間、指導歴等を記載し、四街道市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出する。

- 2 教育長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、結果を四街道市スポーツリーダーバンク登録指導者決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請をした者に通知し、リーダーバンクに登録をする。
- 3 教育長は、前項の規定により登録した者のうち、新規にリーダーバンクに登録した者に対し研修会を開催し、当該研修会を終了後、登録証(別記様式第3号)を交付するものとする。

(登録期間)

第4条 前条第2項のリーダーバンクへの登録期間は、登録の日から翌々年度末までとする。

(再登録)

第5条 前条に規定する登録期間が満了した際に再度、登録を希望する者は再登録をすることができるものとする。

- 2 教育長は、再登録をする者に対しては、第3条第3項の規定にかかわらず、同条第2項の登録により、登録証を交付することができるものとする。

(登録内容の変更)

第6条 リーダーバンクに登録した者は、その登録内容に変更が生じた場合には、速やかに四街道市スポーツリーダーバンク登録指導者変更届(別記様式第4号)を教育長に提出し、登録内容を変更しなければならない。

(登録指導者の留意事項)

第7条 登録指導者は次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 依頼要請団体の連絡責任者との十分な打ち合わせに基づく指導を行うこと。
- (2) 指導の際には、安全の配慮に努めること。

(紹介対象者)

第8条 リーダーバンクに登録されている者（以下「指導者」という。）の紹介を受けようとする者（以下「依頼者」という。）は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動する施設及び設備を確保していること。
- (2) 依頼者が所属し指導者の紹介を希望する団体（以下「申請団体」という。）の構成員が10名以上であり、かつ、団体の代表が成人であること。
- (3) 申請団体の構成員がスポーツ傷害保険等に加入していること。
- (4) 申請団体が、政治、宗教又は営利を目的とする団体でないこと。

2 前項の規定による条件を満たしている場合であっても、教育長が不相当と認めた場合は紹介を行わない。

(紹介方法)

第9条 依頼者は、指導者の紹介を希望するときは、当該指導者を依頼する事業名、日時、場所等を記載の上、四街道市スポーツリーダーバンク登録指導者紹介依頼書(別記様式第5号)を教育長に提出する。

2 教育長は、前項の依頼を受けたときは、その内容を審査し、当該依頼の内容をリーダーバンク登録の指導者に連絡し、当該指導者の受諾を得たときは、当該依頼者にその旨を連絡するものとする。

3 前項の規定による連絡を受けた依頼者は、当該指導者と連絡し、次条に規定する経費の負担その他必要な事項について協議を行うものとする。

(依頼者の責務)

第10条 依頼者は、事業開催に伴う受講体制の整備に万全を図らなければならない。

2 依頼者は、事業実施中において受講者に生じた事故等について、責任を負わなければならない。

3 依頼者は、指導者も含め、原則として行事保険に加入しなければならない。

(経費の負担)

第11条 依頼者の依頼事項に係る指導者の経費については、依頼者が負担するものとし、依頼者と指導者の協議によるものとする。

(報告)

第12条 紹介を受けて指導を行った指導者は、当該依頼事項終了後、速やかに四街道市スポーツリーダーバンク活動届（別記様式第6号）に必要事項を記載の上、教育長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第13条 教育長は、指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 非行、怠慢その他指導者として不相当と認められる行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められたとき。

附 則

この要領は、平成25年12月12日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。